

令和5年6月16日(金)

開会（9：55）

○渡辺栄六委員長

開会宣言。出席委員が定足数に達し、会議が成立した旨、宣言。当委員会に審査を付託された議案は、「補正予算」1件、「条例の一部を改正する条例」1件の計2件である。

議案の審査に入る前に、高橋副市長よりあいさつをお願いしたい。

○高橋副市長

おはようございます。昨夜から雨がかなり降っていて、昨年8月に豪雨があったので担当職員が今朝パトロールをしている状況である。今朝5時台に当市では1時間に24ミリの降雨があった。30ミリを超えると浸水被害が心配されるが、気象庁によるとほぼほぼ峠は越えて昼過ぎには雨が上がる予報である。安心して大丈夫だと思うが、この季節いつ何時また線状降水帯のようなものが起きて被害が出る可能性があるので注意が必要だと考えているところである。本日の案件は補正予算1件、条例改正1件の計2件だがよろしく審議願いたい。

議第42号 令和5年度胎内市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

須貝福祉介護課長説明

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,936万4千円を追加し、歳入歳出の総額を37億1,846万4千円とするものである。

歳出としては、第6款諸支出金 第1項償還金及び還付加算金で、令和4年度に概算払いにより交付を受けた40歳から64歳までの第2号被保険者の介護保険料を財源とする支払基金交付金の精算に伴い生じた返還金を計上した。一方、歳入では、第7款繰入金 第2項基金繰入金で、歳出に計上した前年度の精算に伴う支払基金交付金返還金の増額分に充てるため同額を増額するものである。

なお、補正予算後の基金積立額の総額は、4億3,947万188円となる。

質疑

無し

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

議第 44 号 胎内市設住宅条例の一部を改正する条例

須貝福祉介護課長説明

これは市設住宅のうち若松町地内の昭和 43 年に建設した戸建ての市設住宅若松町 5 号の 1 棟について、かねてより老朽化に伴い取り壊しを計画していたが、この度入居者が退去したことから公営住宅等長寿命化計画に基づき市設住宅としての用途を廃止するものである。

なお、当該住宅は用途廃止後に取り壊しを予定しており、取り壊しに係る費用は今年度当初予算の土木費に計上している。

また、当該住宅に隣接する同年代に建設された市設住宅残り 2 棟については、現在入居しており、今のところ退去予定がないことから引き続き公営住宅として使用し、退去した後にその用途を廃止したいと考えている。

質疑

○薄田智委員

今説明のあった 5 号についてはよくわかったが、残っている 2 号、3 号は 5 号より前に建設された建物である。それは耐震などの部分で問題ないのか。入居しているため、今後退去後に取り壊す方向だと思うが今の段階で他の物件に移転してもらい取り壊すという検討はしたのか。

○須貝福祉介護課長

耐震化については、指摘のとおり木造平屋建てではあるが、経過年数から心配な状況にある。この 2 棟については、いずれも 70 歳を超えた高齢者が入居している状況であり、今回の物件も含め、かねてから他の市営住宅に移ってくれるように勧めているところではあるが、なかなか本人が住み慣れた所との理由からまだ退去に至っていないところではあるが、指摘の件もあるので引き続き、例えば二葉町の住宅に移ってもらえるよう勧めていきたい。

○薄田智委員

耐震化がされていない内容の中で、万が一地震が来て潰れた。その場合の市の責任はないのか。

○高橋副市長

管理者としての責任があるか、ないかとのことだが、本人には昭和 42 年の建物だと承知いただいているし、できれば移ってもらいたいと話をしているので、責任が全くないという話ではないかもしれないが、こちらとしては最善を尽くした中での危険回避をお願いしている。

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

以上で厚生環境常任委員会を閉会する。

閉会（10:08）